

2019年度 業務運営方針

《 法 人 》

はじめに

中期計画（2018年度以降の5カ年）に沿い、課題への取り組みを一步ずつ進めていく。また、国が進める働き方改革制度等に対応しながら、雇用、人材確保等の課題を受け止め、労働環境を整え、職員処遇の向上を図り効果的な事業運営を進めていく。

1. 中期計画に基づく事業展開

(1) 各施設・事業所における課題と改善

ア 高齢化・重度化への対応

施設運営委員会を中心に、高齢・重度化と施設サービスのあり方について引き続き検討し、昨年度端緒についた訪問医療の活用等について更に検討を深め、施設サービスの充実を図っていく。

イ 支援体制・支援環境の整備

障害特性に応じた個別対応とともに、自立したより豊かな日常生活を支援するため、各部署で取り組んでいく。

(2) 新規事業に向けた取り組み

建設準備委員会を中心に、多機能型事業所（生活介護、児童発達支援、重度訪問介護、短期入所）及び新基準のグループホーム（日中サービス支援型）の事業展開について検討を深めていく。

2. 施設整備について

今後の事業展開を見据え、構内の構築物の整理整頓に着手する。

(1) 旧木工場の解体計画

(2) 既存施設の整備

3. 雇用の安定と人材確保

定年の引き上げ、介助支援員職制度の改正及びベースアップを実施したことにより、雇用の安定、人材活用及び育成につなげていく。

(1) 経営理念と組織目標の共有化を図る

(2) 人材活用・育成による組織の活性化を図る

(3) 健全な労働環境の整備を図る

4. 公益的取組の推進

社会福祉法人に求められている公益的な事業として「かながわライフサポート事業」を基盤に、さらに新しい取り組みを開拓・推進していく。

《 すぎな会愛育寮 》

重点実施目標

1. 支援体制の安定化推進と課題改善の継続
2. 意思決定支援の理解深化と現在と将来に向けた支援の継続
3. 福祉職としての人材育成の推進

業務運営方針

1. 法人の業務運営方針、中期計画に基づき、施設運営における課題整理と改善を継続し、支援体制の安定化を推進する。
 - (1) 入所施設としての機能を展開するための支援体制における必要な改善を継続する。
 - (2) 職務を通して行うOJTを継続し、福祉職支援員としての人材育成に努める。
 - (3) 部署内連携及び各施設、事業所との情報共有、連携を継続する。
2. 利用者個々の現在の生活、将来の生活を見据え、支援のあり方と展開について引き続き検証、検討を重ねる。
 - (1) 利用者の意思決定を尊重する支援を軸にケースワークを通して現在と将来に向けた生活支援を推し進める。
 - (2) 個々の健康状態に合わせ、施設内及び外部機関を含めて多職種連携で検討を行い、病気予防と健康維持に努める。
 - (3) 引き続き、施設内外の安全管理と清潔保持に努め、また利用者個々に応じた住環境を整える。
 - (4) 地域社会の一員としてひとり一人に応じた社会参加の支援を継続して取り組む。
 - (5) 引き続き、成年後見制度の活用を推進する。

《 すぎなの郷 》

重点実施目標

1. 高齢化と日中活動の有り方についての検討
2. 高齢化による事故の防止

業務運営方針

1. 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、以下の事項に継続して取り組む。

- (1) 必要な業務の効率化を継続し、余裕もてる業務形態を作る。
 - (2) 職員のチームワーク力を高め、安定した職場環境を推進する。
 - (3) 居室が増えたことによる生活空間を活かした支援を行なう。
2. 利用者支援について、以下の事項に取り組む。
 - (1) 高齢病弱化が進んでいるため、その状態に沿った支援力の向上を目指すと共に、日中活動の有り方について検討を行う。
 - (2) 年齢や障害特性に沿った生活支援を推進する。
 - (3) 利用者主体の観点から、「意思決定」を取り入れた支援を推進する。
 - (4) 生活空間の清掃を心がけ、清潔な暮らしを推進する。

《すぎな会生活ホーム》

重点実施目標

1. 高齢化対応に向けた支援体制と環境の整備
2. 新規入居者の受け入れの促進
3. 単身利用者の成年後見制度利用の推進

業務運営方針

1. 利用者の人権に配慮した支援の徹底を図ると共に、安全かつ快適な生活空間を提供し、事故ない運営に努める。
2. 利用者が健康で安心した生活を送れるように支援する。高齢化の対応に向けた支援体制や環境の整備を図り、日中も生活ホームで過ごす事のできる体制づくりを検討していく。
3. 成年後見制度の利用を推進する。特に単身利用者の取り組みを重点に進める。
4. 地域の活動に利用者と共に参加し地域との交流を深める。また、新規入居者の受け入れを積極的に行い、地域のニーズに応える。

《 デイセンターつくし 》

重点実施目標

1. 活動素材の見直しとグループの再整備
2. 新規入所者の受け入れの促進
3. 安全で快適な活動の提供

業務運営方針

1. 利用者の人権に配慮し、安全で快適な日中活動の提供に努める。特に事故の無い運営をこころがけ、日々の点検・確認など更なる意識の向上を図る。
2. 高齢化・重度化の課題を継続し、今年度は活動素材の見直しを進めると共に、既存の活動への参加が難しくなった利用者の活動について、新たなグループも含めた体制の整備を図る。
3. 多様な障害特性を持った利用者の心身の安定を図るため、より個別の対応に配慮すると共に、生活支援に関わる課題について取り組む。
4. 在宅の知的障害者を対象とした「地域余暇活動支援事業」「通所体験事業」「日中一時支援事業」を継続して実施し、家族や地域のニーズに応える。また、新規利用者の受け入れを積極的に実施する。

《 相談支援事業所すぎな 》

重点実施目標

1. 意思決定支援の推進
2. 相談体制の整備
3. 就労準備支援事業の円滑な実施

業務運営方針

1. 人権擁護に配慮し、利用者の意思を尊重した自己決定の支援を推進する。
また、様々な機会を通して障害のある方への理解促進に努める。
2. 厚木市障がい者相談支援センター業務、特定相談支援事業、指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）を円滑に進めるため、更なる相談体制の整備を図る。また、厚木市基幹相談支援センターなど各関係機関と協力し、利用者の相談に応じて適切に対応ができるよう努める。
3. 相談支援専門員の質の向上を図るため、ケースワークや研修派遣等の機会を積極的に実施する。
4. かながわライフサポート事業の安定的な運営を実施するため、神奈川県社会福祉協議会、厚木市等の関係機関との協力を強化すると共に、新たに厚木市生活困窮者自立支援事業における就労準備支援事業を受託し、より公益的な取り組みの推進を図る。